

金融円滑化管理方針の概要

当組合は、身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、以下のとおり、金融円滑化管理方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって対応しております。

当組合は、金融円滑化にかかる基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹底いたしております。

1. 理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知しております。
2. 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理態勢を構築・推進する態勢にしております。
3. 金融円滑化管理の統括部署は常務会と定め、金融円滑化管理担当理事は常勤常務理事が務めております。金融円滑化管理担当理事は、金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有し、遵守すべき法令、内部規程等を職員に周知させております。
4. 金融円滑化に関する相談等対応部署は業務課と定め、金融円滑化管理責任者は業務課長が務めております。金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理担当理事と連携の上、金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有し、相談内容を管理しております。相談等窓口での個別相談内容等及び貸付条件の変更等については、金融円滑化管理担当理事へ報告しております。
5. お客様から返済条件の変更等に関するお申込みがあった場合、その特性や事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
6. 他金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、お客様の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めます。
7. お客様からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係や理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明を行い、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努めます。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の次の問い合わせ窓口までご連絡下さい。

お問い合わせ窓口

鹿児島県医師信用組合 ご相談窓口

電話 099-251-3821 e-mail:sinyou@kagoshima.med.or.jp

第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するため体制の概要

当組合は、お客様から、貸付条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付けの状況を変更させていただくべく、積極的かつ柔軟に対応しております。

また、その対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しております。

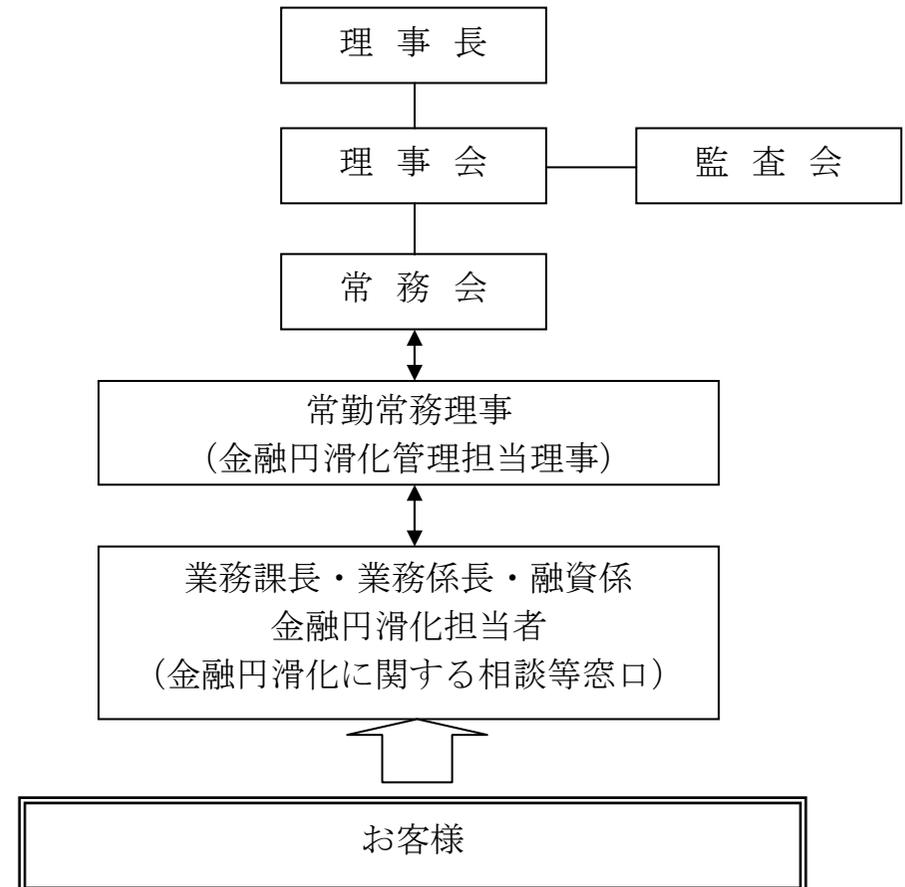
I. 相談・申込み受付体制の整備

当組合は、お客様からの相談・申込みに対応するため、「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置しております。

ご返済等に関するご相談受付窓口

お問い合わせ先	鹿児島県医師信用組合 業務課 融資係
住 所	鹿児島市中央町8番地1
電話番号	099-251-3821
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化に関する相談等対応部署を設け、お客様からの個別相談等及び新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対応しております。相談等対応部署は、業務課が窓口となり苦情相談についても対応いたしております。お客様の相談等に対して誠実かつ公正に対応し、これを適正に処理し、金融円滑化管理責任者ならびに金融円滑化管理担当理事に報告しております。

第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合は、すみやかに相談等対応部署と金融円滑化管理担当理事が協議を行い、お客様の納得が得られる対応策を考案し、お客様に提示できるように努めます。申込み案件については条件が整いしだい、できるだけ直近の常務会に諮ります。
2. 貸付条件の変更等に条件を付すことになった場合は、その内容を可能な限り、速やかにお客様に提示し、十分に納得できるように説明いたします。
3. 貸付条件の変更等の相談や申込みがあった場合は、真摯に対応することし、お客様の意思に反して申込みを妨げたり、取り下げさせることがないよういたします。
4. 貸付条件の変更等の申込みを謝絶することになった場合は、謝絶に至った理由を記録・保存するとともに、お客様に直接、謝絶理由を可能な限り具体的にかつ丁寧に説明いたします。
5. お客様が貸付条件の変更等の申込みを取り下げた場合は、取下げに至った理由を記録・保存します。
6. 貸付条件の変更等を行ったお客様に対して、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込みを謝絶しないよう努めます。

